

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年11月24日

金 曜 日

第 4283 号

## 目 次

### 告 示

|                              |   |
|------------------------------|---|
| ○指定障害福祉サービス事業の廃止             | 1 |
| ○平成29年度クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定 |   |
| ○県営土地改良事業換地計画書の縦覧            | 3 |
| ○土地区画整理事業の施行認可               | 4 |
| ○産業廃棄物処理施設設置許可申請書の縦覧         | 5 |

## 告 示

### 富山県告示第458号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者総合支援法（平成17年法律第 123号）第46条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条第 2 項の規定により公示する。

平成29年11月24日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日      | 事業所番号      | 申請者           |             | 事業所           |              |
|---------------|------------|------------|---------------|-------------|---------------|--------------|
|               |            |            | 名称            | 主たる事務所の所在地  | 名称            | 所在地          |
| 同行援護          | 平成29年9月30日 | 1610400051 | 社会福祉法人新川老人福祉会 | 魚津市大光寺450番地 | 新川ヴィーラ訪問介護事業所 | 魚津市本江2236番地2 |

### 富山県告示第459号

平成29年度クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定について

クリーニング業法（昭和25年法律第 207号）第 8 条の 2 第 1 項及び第 8 条の 3 の

規定により、平成29年度クリーニング師研修及び業務従事者講習を次のとおり指定したので告示する。

平成29年11月24日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1 主催者の名称及び主たる事務所の所在地

- 1 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 2 所在地 東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号

第 2 第 1 型研修及び講習

- 1 研修等の種類及び開催年月日、会場の名称及び所在地並びに予定人員

(1) クリーニング師研修

| 開催年月日      | 会場の名称    | 会場の所在地     | 予定人員 |
|------------|----------|------------|------|
| 平成30年1月28日 | 自治労とやま会館 | 富山市下新町8-16 | 80人  |

(2) 業務従事者講習

| 開催年月日      | 会場の名称    | 会場の所在地     | 予定人員 |
|------------|----------|------------|------|
| 平成30年1月28日 | 自治労とやま会館 | 富山市下新町8-16 | 50人  |

2 研修等の科目及び時間数

(1) クリーニング師研修

| 科目             | 初回者時間数 | 継続者時間数 |
|----------------|--------|--------|
| 衛生法規及び公衆衛生     | 1 時間   | 0.5時間  |
| 洗濯物の受取、保管及び引渡し | 1 時間   | 0.5時間  |
| 洗濯物の処理         | 1 時間   | 1 時間   |
| 繊維及び繊維製品       | 1 時間   | 1 時間   |
| 計              | 4 時間   | 3 時間   |

(注) 研修終了後、レポートの提出あり。

(2) 業務従事者講習

| 科目         | 初回者時間数 | 継続者時間数 |
|------------|--------|--------|
| 衛生法規及び公衆衛生 | 1 時間   | 0.5時間  |

|                |      |        |
|----------------|------|--------|
| 洗濯物の受取、保管及び引渡し | 1 時間 | 0.5 時間 |
| 洗濯物の処理         | 1 時間 | 1 時間   |
| 繊維及び繊維製品       | 1 時間 | 1 時間   |
| 計              | 4 時間 | 3 時間   |

(注) 講習終了後、レポートの提出あり。

### 3 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円
- (2) 業務従事者講習 4,500円

## 第 3 第 2 型講習

### 1 講習の申込受付期間及びレポート提出締切日

|             |                |
|-------------|----------------|
| 受付開始年月日     | 平成30年 1 月 29 日 |
| 受付締切年月日     | 平成30年 2 月 12 日 |
| レポート提出締切年月日 | 平成30年 3 月 11 日 |

### 2 受講予定人数

20人

### 3 講習の科目及びレポート課題

衛生法規及び公衆衛生、洗濯物の受取、保管及び引渡し、洗濯物の処理、繊維及び繊維製品

### 4 受講料

4,500円

## 第 4 会場の運営及び設営の窓口になる団体の名称及び主たる事務所の所在地

- 1 名称 公益財団法人富山県生活衛生営業指導センター
- 2 所在地 富山市赤江町 1 番 7 号

## 富山県告示第460号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、県営農地

整備事業大浦地区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 29 年 11 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 29 年 11 月 24 日から

平成 29 年 12 月 22 日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- 1 この換地計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項で準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1 の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する判決があつたこと）を知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第 461 号

土地区画整理事業の施行認可について

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 4 条第 1 項の規定により射水市山王町地区土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第 9 条第 3 項の規定により次

のとおり公告する。

平成29年11月24日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 土地区画整理事業の名称  
射水市山王町地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称及び住所  
新湊都市開発株式会社 射水市足洗新町一丁目 101番地
- 3 事業施行期間  
施行認可公告の日から平成31年3月31日まで
- 4 施行地区  
射水市放生津町の一部
- 5 事務所の所在地  
射水市足洗新町一丁目 101番地
- 6 施行認可の年月日  
平成29年11月24日
- 7 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法  
事務所及び射水市役所に掲示

#### 富山県告示第462号

産業廃棄物処理施設設置許可申請書の縦覧について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年11月24日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

南砺市太美 210番地

株式会社松本建材

代表取締役 松本 一総

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

小矢部市藤森字大尾32番 他30筆

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300号）第 7 条第 14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場であって安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（これらのうち、自動車等破砕物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

5 申請年月日

平成29年11月 9 日

6 申請書等の縦覧場所並びに縦覧の期間及び時間

(1) 縦覧場所

富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県生活環境文化部環境政策課

小矢部市本町 1 番 1 号 小矢部市民生部生活協働課

(2) 縦覧の期間及び時間

平成29年11月24日（金）から平成29年12月25日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

7 意見書の提出

この産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、富山県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成30年 1 月 9 日（火）

(2) 提出先

富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県生活環境文化部環境政策課（郵便番号 930-8501）

(3) 意見書の記載事項等

意見書には、氏名、住所、対象事業の名称及び生活環境の保全上の見地からの意見を日本語により記載すること。

---

